

平成 26 年著作権関係裁判例紹介



会員・弁護士 平井 佑希

要 約

平成 26 年（暦年）における著作権関係の裁判例として裁判所のウェブサイトに掲載された 51 件のうち、参考になる判示をしているもの 14 件（判決①から⑭まで）について紹介する。14 件のうち、特に、応用美術の創作性について従来の裁判例とは異なる基準を示したファッションショー映像事件（判決③）、全体的観察により翻案該当性を否定した翼システム事件（判決⑦）や猫写真コラージュ事件（判決⑨）など、興味深い裁判例が見られた。

目次

第 1 著作権関係裁判例の概況

第 2 著作物性（創作性）の有無が争いとなった事案

- ① ワイナリー看板事件（知財高判（2 部）平成 26 年 1 月 22 日）
- ② 修理規約事件（東京地判（29 部）平成 26 年 7 月 30 日）
- ③ ファッションショー映像事件（知財高判（3 部）平成 26 年 8 月 28 日）

第 3 著作者の認定が争いとなった事案

- ④ 読売新聞社事件（東京地判（40 部）平成 26 年 9 月 12 日）
- ⑤ 古地図事件（東京地判（46 部）平成 26 年 12 月 18 日）

第 4 複製又は翻案等に当たるかが争いとなった事案

- ⑥ 制御用プログラム事件（知財高判（4 部）平成 26 年 3 月 12 日）
- ⑦ 翼システム事件（東京地判（40 部）平成 26 年 3 月 14 日）
- ⑧ 名奉行金さんパチスロ事件（東京地判（29 部）平成 26 年 4 月 30 日）
- ⑨ 猫写真コラージュ事件（東京地判（46 部）平成 26 年 5 月 27 日）
- ⑩ シール図柄事件（東京地判（46 部）平成 26 年 10 月 30 日）

第 5 侵害主体性が争いとなった事案

- ⑪ いわゆる自炊代行サービス事件（知財高判（4 部）平成 26 年 10 月 22 日）

第 6 各種抗弁の成否が争いとなった事案

- ⑫ 絵画鑑定書事件（東京地判（40 部）平成 26 年 5 月 30 日）

第 7 契約関係が争いとなった事案

- ⑬ 『子連れ狼』事件（知財高判（3 部）平成 26 年 3 月 27 日）
- ⑭ 『軍鶏』事件（東京地判（40 部）平成 26 年 8 月 29 日）

第 1 著作権関係裁判例の概況

1 事件数

裁判所ウェブサイト（<http://www.courts.go.jp/>）の「裁判例情報」中の知的財産裁判例集の検索において、「裁判年月日」平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日（期間指定）

「全文」著作権

という条件でキーワード検索を行ったところ、計 56 件の裁判例がヒットした⁽¹⁾。56 件のうち著作権関係の事件ではないもの⁽²⁾を除外した 51 件について検討した。これらの 51 件の裁判例のうち、本稿では、重要な争点、判断を含むと思われる 14 件について、争点ごとに分類し、紹介を行う。なお、本稿中の画像は、いずれも上記裁判所ウェブサイトに掲載されているものから引用した。

2 裁判所や事件種別

著作権関係の裁判例 51 件における裁判所の内訳は、

- ・東京地方裁判所 30 件
- ・大阪地方裁判所 5 件
- ・知的財産高等裁判所 16 件

であった。

なお、51 件のうち 6 件は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任法」という。）4 条 1 項に基づく、発信者情報開示請求事件であった。インターネット上で著作権侵害（例えば、違法に著作物をサーバにアップロードしたり、P2P といわれるファイル交

換ソフトで違法に著作物を送信したりする行為など)が行われた場合には、著作権者は、まず、①当該被疑侵害者の IP アドレスを特定^③し、次に、②インターネットサービスプロバイダ (ISP) に対して、当該 IP アドレスを使用した被疑侵害者の氏名や住所等の情報の開示を請求することで、被疑侵害者を特定することができる。プロバイダ責任法 4 条 1 項 1 号では、この②の段階における発信者情報の開示を請求するための要件として、「権利が侵害されたことが明らかである」ことが要求されていることから、発信者情報開示請求事件では、当該要件の充足性の問題として、著作権等の権利侵害の有無が、開示請求者である原告と ISP である被告との間で争われることになる。

第 2 著作物性 (創作性) の有無が争いとなった事案

著作権侵害 (典型的には複製権又は翻案権の侵害)の有無が争われる事案においては、「第 4」で後述するとおり、権利者の作品と被疑侵害者の作品との共通部分に着目し、当該共通部分が創作的表現であるかという判断手法がとられている。このように、権利者の作品と被疑侵害者の作品との「共通部分」に着目するため、共通部分以外を含めた、権利者の作品「全体」として著作物性があるか否かについては、判決理由の中で明示的に判断されないことも多い (ただし、判決②)。

一方、権利者の作品全体が、ほぼそのまま使用されるデッドコピーのような事案^④やいわゆる応用美術に関する事案 (例えば、判決①、③) などでは、権利者の作品全体の著作物性の有無が争点となり、判決理由の中で明示的に判断される場合もある。

ファッションショー映像事件 (判決③) では、応用美術の著作物性について、従来の裁判例と異なる理由付けから、異なる判断基準が判示されている。この点は同事件の紹介の項において〔従来の裁判例との対比〕として述べる。

① ワイナリー看板事件 (知財高判 (2 部) 平成 26 年 1 月 22 日 (平成 25 年 (ネ) 第 10066 号))

〔事案の概要〕

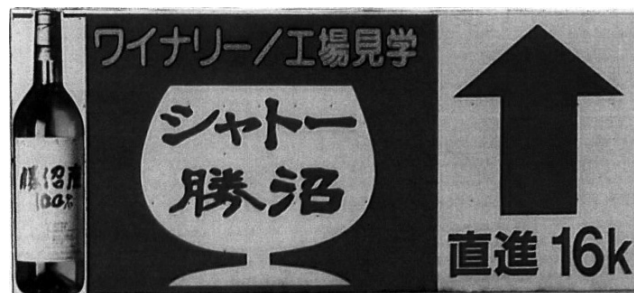
広告業等を営む控訴人 (一審原告) は、被控訴人 (一審被告) が経営するワイナリーの広告看板 (控訴人図柄が描かれたもの) を製作した。その後、被控訴人は

他の業者に、同じ図柄が描かれた広告看板 (被控訴人看板) を製作させた。控訴人は、この被控訴人看板の製作が、控訴人図柄に係る控訴人の著作権 (複製権及び翻案権等) を侵害するなど主張して、被控訴人に対して損害賠償を求めた。

原判決^⑤は、原告図柄がいわゆる「応用美術」の領域に属するものであるとした上で、純粋美術と同視し得るものではないとして著作物性を否定し、原告の請求を棄却した。



控訴人図柄



被控訴人看板

〔判 旨〕

本判決も、控訴人図柄が応用美術の範ちゅうに属するとした上で、控訴人図柄には「控訴人なりの感性に基づく一定の工夫が看取されるとはいえ、・・・純粋美術と同視できる程度の審美的要素への働きかけを肯定することは困難である」として、その著作物性を否定し、控訴を棄却した。

② 修理規約事件 (東京地判 (29 部) 平成 26 年 7 月 30 日 (平成 25 年 (ワ) 第 28434 号))

〔事案の概要〕

原告及び被告は、共にインターネット上で時計の修理サービスを営んでいる。原告は、被告ウェブサイト由被告のサービス利用規約の規約文言を掲載することが、原告の規約文言に係る著作権 (複製権及び翻案権) を侵害するなど主張し、被告に対し、被告の規約文言の使用の差止め及び損害賠償等を求めた。原告は、原告の規約文言の著作物性について、①個々の規約文

言（59 箇所）の著作物性と②当該 59 箇所の規約文言を合わせた、原告規約文言全体の著作物性を、それぞれ主張した。

[判 旨]

本判決は、個々の規約文言については、各原告規約文言は創作的な表現とは言えず、したがって、原告規約文言と被告規約文言の共通部分は、「他に適当な表現手段のない思想、感情若しくはアイデア、事実そのものであるか、あるいは、ありふれた表現にすぎない」と判示して複製、翻案該当性を否定した。

一方、規約文言全体の著作物性については、一般論としては、規約としての性質上、「一般的な表現、定型的な表現になることが多い」と解されるため、「通常の規約であれば、ありふれた表現として著作物性は否定される場合が多い」と判示した。しかしながら、本件原告規約文言は、「疑義が生じないよう同一の事項を多面的な角度から繰り返し記述するなどしている点・・・において、原告の個性が表れている」として、その著作物性を肯定し、原告の請求のうち、被告規約文言の使用の差止請求及び損害賠償請求（5 万円）を認容した。

③ ファッションショー映像事件（知財高判（3 部）平成 26 年 8 月 28 日（平成 25 年（ネ）第 10068 号）判例時報 2238 号 91 頁）

[事案の概要]

控訴人ら（一審原告ら）が企画、運営したファッションショー^⑥について、その様子を撮影し、編集した映像約 40 秒を、被控訴人ら（一審被告ら）が放送する番組中で使用したことが、後述の①から⑦までに係る控訴人らの著作権（公衆送信権）等を侵害するとして、控訴人らが被控訴人らに対し、損害賠償を求めた事案である。

控訴人らは、本件ファッションショーにおける①モデルの化粧や髪型のスタイリング、②衣服の選択・コーディネート、③アクセサリーの選択・コーディネート、④舞台上でのポーズの振り付け、⑤舞台上での動作の振り付け、⑥化粧、衣服、アクセサリー、ポーズ及び動作のコーディネート、⑦モデルの出演順序及び背景に流される映像が、それぞれ美術の範囲に属する著作物に当たると主張した。なお、控訴審においては、上記のうち、④及び⑤は舞踊の著作物にも該当するという主張を追加している。

原判決^⑦は、①から⑦までのうち、背景映像(⑦)以外は、いずれも一般的なもので、作成者の個性が創作的に表現されているものとは認め難い、また仮にこれらの点に創作性が認められるとしても、本件映像部分において、上記創作的表現を感得できる態様で公衆送信が行われているものとは認められないとして、著作権侵害を否定し、原告らの請求を棄却した。

[判 旨]

(1) 応用美術であることの認定

本判決は、本件ファッションショーにおいて用いられた衣服やアクセサリーが実用目的で製作されたものであり、本件ファッションショーもパーティースタイルなどの場面における実用を想定したファッションに関するものであるとして、衣服やアクセサリーの選択・コーディネートについては、応用美術に当たると判示した。

(2) 応用美術の著作権法での保護

ア 応用美術の著作物性について

その上で本判決は、美術工芸品以外の応用美術が美術の著作物に該当するかについて、著作権法の文言上は明らかではないが、「著作権法 2 条 2 項は単なる例示規定であると解すべきであり、そして、一品制作の美術工芸品と量産される美術工芸品との間に客観的に見た場合の差異は存しない」ことから、量産される美術工芸品であっても、「全体が美的鑑賞目的のために制作されるものであれば、美術の著作物として保護される」と判示した。

そして、実用目的の応用美術の著作物性については、「実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できるもの」については、純粋美術の著作物と客観的に同一なものともみることができるのであるから、当該部分を 2 条 1 項 1 号の美術の著作物として保護すべきであるが、他方、「実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握することができないもの」については、純粋美術の著作物と客観的に同一なものともみることができないのであるから、同号における著作物として保護されないと判示した。

イ 本件への当てはめ

このような基準への当てはめとして、本判決は、控訴人らが著作物に当たると主張する①から⑦までのうち、化粧やスタイリング(①)及び衣服やアクセサリー

の選択・コーディネート（②，③）については，実用目的のための構成と分離して，美的鑑賞の対象となり得る美的特性を備えた部分を把握できないとして，著作物性を否定した。ポーズや動作（④，⑤）については，応用美術の問題ではないとしつつ，これらのポーズや動作は特段に目新しいものではないとして，著作物性を否定した。

その他⑥及び⑦についても著作権等の侵害は認められないとして，控訴を棄却した。

〔解説—応用美術に関する従来裁判例との比較〕

いわゆる応用美術の著作物性については，著作権法 2 条 2 項が「美術工芸品」が美術の著作物に含まれると規定しているのみであり，「美術工芸品」の定義規定も存しないことから，著作権法上どのようなものが美術の著作物として保護されるのかは，解釈に委ねられている。

従来裁判例では，意匠法による保護との住分けや，著作権法 2 条 2 項が美術工芸品にのみ言及している点などを捉えて，応用美術が著作権法上保護されるためには，純粋美術と同視すべき「高度の美的表現」等を備えることが必要であると判示していた^⑧。

これに対し，本判決は，著作権法 2 条 2 項は単なる例示規定であると明示し，また意匠法による保護との住分けについても触れていない。

また，本判決は，応用美術を作品の「制作目的」（美的鑑賞目的か実用目的か）に着目した上で，①「美的鑑賞目的」で制作された作品については，一品制作と量産品とで区別せず著作物性を認める。これに対し，②「実用目的」で制作された作品については，実用目的に必要な構成と分離して，美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握することができるか否かを検討する。そして，（i）このような部分を把握できるものについては，純粋美術の著作物と客観的に同一なものとみることができるとして，当該部分を著作権法 2 条 1 項 1 号の美術の著作物として保護し，（ii）そのような部分を把握できないものについては，純粋美術の著作物と客観的に同一なものとみることができないとして，美術の著作物として保護されないと判示している。

ここでも本判決は，応用美術が美術の著作物として保護されるために，従来裁判例が要求していた「高度」の美的表現ないし芸術性を要求せずに，「純粋美術の著作物と客観的に同一なものとみることができ

るか否かにより，応用美術の著作物性を判断している。

本判決からは，応用美術であることをもって特別視することなく，その著作物性を判断するという姿勢が伺われる。応用美術の著作物性に関する，今後の具体的な判断及び事例の蓄積が注目されるところである。

第 3 著作者の認定が争いとなった事案

著作権法上，著作者は著作者人格権及び著作権を享有すると規定されている^⑨。したがって，特に著作権の譲渡が行われていない限り，著作権は当該著作物の著作者に帰属することとなる。一方，著作者は著作権法 2 条 1 項 2 号において「著作物を創作する者」と規定されており，職務著作に関する著作権法 15 条の規定や映画の著作物に関する著作権法 16 条の規定なども設けられている。著作権等の侵害が問題となる事案では，著作物性ととも，その著作者・著作権者が誰かということが争われることも多い（例えば，判決④）。

古地図事件（判決⑤）では，地図という客観的な正確性が求められる作品について，どのような点が著作物性を基礎づける創作的な表現であり，誰がそのような創作的な表現行為を行ったのが争われた。同判決（⑤）では，地図の色付けなどの具体的な表現行為とそれに対する指示とを明確に区別し，前者を行った者が著作者であると判示している点が注目される。

④ 読売新聞社事件（東京地判（40 部）平成 26 年 9 月 12 日（平成 24 年（ワ）第 29975 号等）

〔事案の概要〕

『会長はなぜ自殺したか—金融腐敗 = 呪縛の検証』（原書籍）を復刊し出版した被告に対し，その著作権を主張する原告（読売新聞社）が，著作権（複製権）の侵害を理由として，出版の差止め及び損害賠償等を求めた事案である。本著作物は，当時読売新聞社の社会部次長であった C を中心に取材を行って執筆されたものであり，その著作者が C であるのか，職務著作に当たり読売新聞社が著作者となるのが争われた。

原書籍のあとがきには，「執筆者」として当時読売新聞社の社会部に所属していた C から 9 名の記者の氏名が記載されていたが，両書籍の著作者表示は「読売新聞社会部」と記載されていた。

原書籍 1 及び 2 の奥書には「著者」として「読売新聞社会部」「The Yomiuri Shimbun City News

Department 1998]「©」などと記載されている。

〔判 旨〕

本判決は、①原書籍が『讀賣新聞』の連載記事や、当時読売新聞社の社会部に所属していた延べ 41 名の記者が 500 人以上の関係者に取材して得た大部の取材メモ等が元となっていること、②本件執筆者は、部長から了解を得て、読売新聞社のワープロや取材・出張・交際費などを使用して執筆を行ったこと、③原書籍の印税は読売新聞社の社会部や写真部にも分配されたことなどを認定した上で、本著作物は職務著作に該当し、著作権は原告であると判示し、原告の請求のうち、出版の差止請求及び損害賠償請求（171 万円）を認容した。

⑤ 古地図事件（東京地判（46 部）平成 26 年 12 月 18 日（平成 22 年（ワ）第 38369 号）

〔事案の概要〕

原告が販売する現代、江戸時代及び明治時代の東京の地図を重ねて表示できる地図ソフトに収録されている、江戸時代の地図（江戸図）及び明治時代の地図（明治図）の著作権者がそれぞれ誰であるのが争われた事案である。被告は、本件各地図の下図を描くなど、その作成に関与している。

原告は、被告に対し、原告が本件各地図の著作権者であると主張し、著作権を有することの確認や本件各地図の複製の差止め等を求めた。

本件江戸図について、原告は、原告が著作者である根拠として、原告が、

- ①-1 グリッドや現代図とのずれを補正し、文字情報及びアイコンを選択して掲載する、
- ①-2 河川の名称を「六間堀」→「五間堀」と訂正するなどの修正、変更を加える、
- ①-3 地名の追加、修正や地図に表示する店舗等を追加した修正、変更を加える

という作業を行ったと主張した。

また、本件明治図について、原告は、原告が著作者である根拠として、原告⁽¹⁰⁾が、

- ②-1 各種史料から施設の情報を抽出し、地図に掲載すべき施設を選択し、地図上に付記する、
- ②-2 地番や標高などの記載を追加する、
- ②-3 彩色の色彩や地図記号の形、地形の表情付けを行う

という作業を行ったと主張した。

〔判 旨〕

(1) 本件江戸図の著作者

本判決は、上記①-1の作業のうち、アイコンの選択、掲載については原告ではなく、被告が行ったものであると認定した。また、それ以外の各作業については、これらの作業を行ったことにより、原告が表現上の創作性を付加したと認めることはできず、原告は本件江戸図の著作者ではないと判示して、本件江戸図に関する原告の請求を棄却した。

(2) 本件明治図の著作者

一方、本判決は、上記②-1及び②-2の作業について、これらの作業は、地図に掲載すべき情報を独自の基準で選択した上で、その配置、文字の色、大きさ等にそれなりの工夫をして地図面上に記載したものであり、創作的な表現行為であると判示した。

さらに、上記②-3の作業については、本件明治図とその下図とでは、彩色の色彩や地図記号の形、地形の表情付けにおいて異なる表現が用いられており、一見して全体から受ける印象が異なるとして、表現上の創作性が付加されたものであると判示した。このように本判決は、②-1から②-3までの各作業を行った原告が、本件明治図の著作者であると判示した。

なお、本判決は、原告が②-3の作業を行うに当たって、被告から細部にわたる指示がなされたことを認定しつつも、被告が行ったのは、そのような指示にとどまり、自らデジタル化された地図面上の記載を修正、加筆等することはなかったとして、被告が著作者であるとは言えないと判示した。

結論として、原告の請求のうち、本件明治図に関する著作権の確認請求、複製等の差止請求及び損害賠償請求（60 万円）が認容されている。

第 4 複製又は翻案等に当たるかが争いとなった事案

「既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案には当たらない」ことは、最高裁の江差追分事件判決⁽¹¹⁾の【要旨 2】として示されて以降、多くの下級審判決でも用いられる判断基準として、確立されている。

また、最高裁は、同判決において、【要旨 1】として、「言語の著作物の翻案（著作権法 27 条）とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう」とも判示している。このように共通部分が創作的表現であるか否かを判断し、さらに全体的な観察を行うという手法は、いわゆる「濾過テスト」と呼ばれている。

翼システム事件（判決⑦）では、原告データベースと被告データベースの「新版」との共通部分に創作性があるとも言えるような判示をしつつ、全体的な観察によって、被告データベースの「新版」からは、原告データベースの表現の本質的な特徴を直接感得することができないとして、複製にも翻案にも当たらない旨判示されている。

また、猫写真コラージュ事件（判決⑨）でも、被告が争っていないとはいえ、複製に当たることは肯定しつつ、複製物を多数組み合わせたコラージュ作品全体からは、その素材たる原告写真の表現上の本質的な特徴を直接感得することができるとはいえないとして、翻案には当たらないと判示されている。複製には当たる以上、個々の写真からは原告写真の表現の本質的な特徴が感得できるように思われるが、それが多数集まってコラージュ化されることで、コラージュ作品全体からは原告写真の表現の本質的な特徴が感得できないと判断されている点は興味深い。

このように、これらの裁判例では、上述した最高裁の江差追分事件判決の【要旨 1】で示された全体観察の手法により翻案に当たらないという判断がされている点が注目される。

⑥ 制御用プログラム事件（知財高判（4 部）平成 26 年 3 月 12 日（平成 25 年（ネ）第 10008 号）判例時報 2229 号 85 頁）

〔事案の概要〕

被控訴人（一審原告）が、その製造、販売するディスクパブリッシャー（光ディスクへのデータ書き込みとレーベルの印刷を同時に行う装置）の制御用プログラムは、控訴人（一審被告）のプログラムに係る著作権（複製権及び翻案権）を侵害するものではないなど

と主張し、控訴人に対し、被控訴人プログラムの製造、販売の差止請求権の不存在確認を求めた事案である。

原判決⁽¹²⁾は、原告プログラムからは被告プログラムの表現上の本質的な特徴を直接感得することができないとして、原告プログラムが被告プログラムを複製又は翻案したものと認めることはできないとして、原告の請求を認容した。

〔判 旨〕

本判決も、濾過テストの結果、控訴人プログラムと被控訴人プログラムの共通部分は、アイデアであったり、ありふれた表現であるなどとして、被控訴人プログラムが請求人プログラムを複製又は翻案したものと認められないとして、控訴を棄却した。

⑦ 翼システム事件（東京地判（40 部）平成 26 年 3 月 14 日（平成 21 年（ワ）第 16019 号）

〔事案の概要〕

旅行者向けの旅行行程表や見積書などを作成することができるシステムに用いられるリレーショナル・データベース⁽¹³⁾の著作権を有する原告が、被告システムに使用されているリレーショナル・データベースが、原告データベースを複製又は翻案したものであるとして、被告に対して、被告データベースの複製等の差止め、被告データベースを格納した記録媒体の廃棄及び損害賠償を求めた事案である。

被告データベースにはアップデート等により、「当初版」、「現行版」、「新版」があり、それぞれの被告データベースについて、原告データベースの複製又は翻案に該当するかが争われた。

〔判 旨〕

（1）リレーショナル・データベースの創作性について

本判決は、リレーショナル・データベースの創作性について、情報をフィールド項目で細分されたテーブルに格納し、異なるテーブル間のフィールド項目を関連付けることで、複数のテーブルから抽出したいフィールド項目だけを効率的に選択することができるデータベースであるから、テーブルの内容やフィールド項目の内容、各テーブル間の関連付けのあり方（リレーション）が著作物性を判断する上で重要であると判示した。

（2）複製、翻案該当性について

その上で、各被告データベースについて、その①体系的構成、又は、②記録されている情報の選択が、そ

れぞれ原告データベースの複製，翻案に該当するかについて判断した。

ア 被告データベースの「当初版」及び「現行版」について

本判決は，データベースの体系的構成については，テーブルの内容の共通性，共通するテーブル中のフィールドの内容の共通性，リレーションの共通性を認定した上で，これら共通部分に創作性を肯定して，被告データベース「当初版」及び「現行版」が原告データベースの複製物に当たる旨判示した。

また，本判決は，データベースの情報選択の共通性についても，当初版ではあるテーブルのレコードのうち 98.7%，現行版ではあるテーブルのレコードの 99.5%が一致するなど，両データベースにおける共通性を認定した上で，共通部分に創作性を肯定して，被告データベース「当初版」及び「現行版」が原告データベースの複製物に該当する旨判示した。

その上で，本判決は，被告データベースの「当初版」及び「現行版」に関する原告請求のうち，複製等の差止請求，廃棄請求及び損害賠償請求（1 億 1215 万 1000 円）を認容した。

イ 被告データベース「新版」について

これに対し本判決は，被告データベース「新版」については，原告データベースとの一致部分でなお創作的表現の本質的な特徴を直接感得することができるとも思えると判示しつつも，全体のフィールド数，リレーションのとり方からみると，その共通部分はごく一部になっていること，新たにテーブルやリレーションが付加されていることから，被告データベース「新版」を全体でみると，もはや原告データベースの表現の本質的な特徴を直接感得することができなくなっているとして，被告データベースの「新版」が原告データベースの複製物にも，翻案物にも当たらない旨判示した。

なお，情報選択の共通性についても同様に複製，翻案該当性が否定されている。

このように，本判決は，被告データベースの「新版」については複製，翻案該当性を否定し，これに関する原告の請求を棄却した。

⑧ 名奉行金さんパチスロ事件（東京地判（29 部）平成 26 年 4 月 30 日（平成 24 年（ワ）第 964 号）

【事案の概要】

テレビ放映用番組『遠山の金さん』シリーズの著作権を有する原告が，パチンコ機『CR 松方弘樹の名奉行金さん』（被告商品）を製造，販売した被告に対して，被告商品の部品の交換，提供の差止め及び損害賠償等を求めた事案。

被告商品で表示される映像のうち，「被告金さん物語映像」「被告立ち回りリーチ映像」「被告くのいちリーチ映像」「被告白州リーチ映像」が，遠山の金さんシリーズ中の映像に関する著作権（複製権，翻案権及び頒布権）を侵害するものであるか否かが争われた。

【判 旨】

（1）ストーリー及び登場人物の共通性について

各映像のストーリーや主要な登場人物が共通する点について，本判決は，映像のストーリー自体は，脚本に由来するものであって，二次的著作物である原告作品の創作性ある表現とはいえないし，登場人物が共通する点についても，創作性のある表現において共通するものではないと判示した。

（2）映像表現の共通性について

一方で，立ち回りシーン及びお白州のシーンのうち，桜吹雪の刺青を見せるシーンの映像表現の共通性については，原告作品と被告作品とは，「①まず身体右側を画面前に向け，右腕を右袖の中に入れ，②身体右側を画面前に向けた姿勢で，右手を開いた状態で右手の甲が外になる向きで，右手を右襟元から出し，そのまま右手を下ろし・・・，③左後方を振り返りながら，右腕を振り上げ，右肩及び右腕全体を着物から出し，前を向きながら，右腕を振り下ろして片肌を脱ぎ，右肩の桜吹雪の刺青を披露する，④人物（金さん）の背景には，建物の外壁及び窓が映されており，人物の衣装は着流しに頬被りをしており，カメラワークは，終始人物を中心に捉えている」という点が共通し，この共通部分は，「見る者に相当強い印象を与える映像」であり，かつ映像化の過程において新たに加えられた創作的な表現であると判示した。

このように，本判決は，このような創作的な表現において原告作品と共通する被告作品は，原告作品を複製したものであるとして，複製権侵害を肯定し，原告の請求のうち，著作権侵害に関して，損害賠償請求（1 億 7264 万 9166 円）を認容した。

⑨ 猫写真コラージュ事件（東京地判（46 部）平成 26 年 5 月 27 日（平成 25 年（ワ）第 13369 号）

〔事案の概要〕

被告アンダーカバーは、写真家である原告が撮影し、写真集に掲載された猫の写真について、写真集の現物又はその複製物（拡大、縮小コピー）の目の部分をくりぬいて多数並べて貼り付けたコラージュ看板を制作し、被告三越伊勢丹の店内に設置した。本件看板に使用されている写真（全体で数百枚）のうち 156 枚が原告の写真であり、うち 90 枚は写真集から切り取った現物、66 枚はコピーである。

原告は、本件看板が原告の写真に係る著作権（複製権及び翻案権）並びに著作者人格権（同一性保持権及び氏名表示権）を侵害するものであるとして、被告アンダーカバーらに対し、損害賠償及び謝罪広告の掲載を求めた。

なお、被告アンダーカバーは、コピー使用分について複製権侵害が成立すること並びに現物使用分及びコピー使用分のいずれについても同一性保持権侵害及び氏名表示権の侵害が成立することについては争っておらず、本件においては、翻案に当たるか否かが争われた。

〔判 旨〕

本判決は、猫の顔を中心に切り取り、目の部分をくりぬいた点については、定型的で単純な行為であり、これによって新たな思想又は感情が創作的に表現されたということとはできないとしてかかる加工行為について翻案権侵害を否定した。

また、多数の写真を組み合わせることで一つのコラージュ看板とした点については、全部で数百枚に及ぶ写真を並べてコラージュとしたものであり、全体として一つの創作的な表現となっていると認められる一方、これに使用された個々の原告写真は本件看板の全体からすればごく一部であるにとどまり、本件看板を構成する素材の一つとなっているとして、本件看板から原告写真の表現上の本質的な特徴を直接感得することができるとはいえないとして、翻案権侵害を否定した。

このように、本判決は、原告の被告アンダーカバーに対する請求のうち、争いのない複製権等の侵害に基づく損害賠償請求（292 万円）を認容した。

一方、被告三越伊勢丹に対する請求については、本件看板の作成行為自体に、被告三越伊勢丹が関与したことをうかがわせる証拠はないなどとして、これを棄却した。

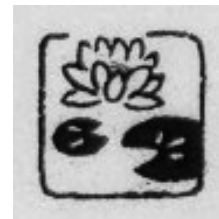
⑩ シール図柄事件（東京地判（46 部）平成 26 年 10 月 30 日（平成 25 年（ワ）第 17433 号）

〔事案の概要〕

原告は、印影やシール用の絵柄（原告著作物①から⑨までの各絵柄）の著作権を有しているところ、被告が販売するシールセット（被告著作物①から⑩までの各図柄が描かれたもの。）が、原告の各絵柄に係る著作権（複製権）を侵害するとして、被告に対し、被告シールセットの販売差止め及び損害賠償を求めた事案である。



原告著作物①（睡蓮）

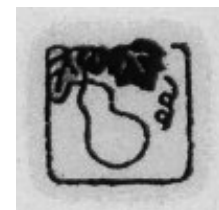


被告著作物①（睡蓮）

（侵害否定）



原告著作物②（ひさご）



被告著作物②（ひさご）

（侵害肯定）

〔判 旨〕

本判決は、原告著作物及び被告著作物の素材は、いずれも睡蓮、ひさご等といったありふれたものであり、また限られたスペースに単純化して描かれるという性質上、表現方法がある程度限られたものとならざるを得ないと判示した。

その上で、原告著作物②（ひさご）以外のものについては、原告著作物は、ありふれた素材又は構図を組み合わせるものにすぎず、顕著な表現上の特徴が存在すると認めることは困難であるから、これと酷似する表現にしか複製の成立を認めることはできないとした上で、被告著作物と原告著作物との間には、少なからぬ相違点があるとして、複製該当性を否定し、請求を棄却した。

一方、原告著作物②については、ひさごを素材として描かれた他の図案には、原告著作物②のような太い線で黒地に白色の葉脈の葉と白地に黒色の葉脈の葉を織り交ぜて描いた図案は見当たらないとして、このような原告著作物の表現上の特徴的部分において共通する被告著作物②は、全体的な構図や素材の描き方も実

質的に同一とあってよいほど原告著作物②に酷似しており、原告著作物②の複製物に当たると判示し、原告著作物②に係る差止請求及び損害賠償請求（2万1137円）を認容した。

第5 侵害主体性が争いとなった事案

著作権法 112 条 1 項は、「著作者、著作権者・・・は、その著作者人格権、著作権・・・を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。」と規定しているところ、誰に対して差止請求等をなし得るのか、「侵害する者又は侵害するおそれがある者」の解釈、認定が争いとなることがある。この点は、複製等の行為主体の認定の問題又は誰に複製等の責任を帰属させるのかという問題として認識されている。

クラブ・キャッツアイ事件の最高裁判決⁽¹⁴⁾においては、客らがカラオケスナック経営者の管理のもとに歌唱しているものと解されることや、カラオケスナック経営者は、客の歌唱を利用してカラオケスナックとしての雰囲気醸成し、かかる雰囲気を好む客の来集を図って営業上の利益を増大させることを意図していたなどとして、カラオケスナックの経営者が歌唱の主体であると判示され、以降いわゆる「カラオケ法理」と呼ばれている。

近時、特に問題となるのは、インターネット上などで事業者が提供している各種サービス（著作物の複製や配信などを伴うもの）の行為主体性（責任帰属主体性）や私的使用目的による複製（著作権法 30 条 1 項）などの権利制限規定の適用の可否などである。いわゆる自炊代行サービス事件（判決⑪）では、業者がユーザーから注文を受けて行う書籍スキャン行為の複製主体性が争われた。既に、原判決において、業者の複製行為主体性が認められていたところではあるが、控訴審判決においても、業者の複製行為主体性が肯定されている。

⑪ いわゆる自炊代行サービス事件（知財高判（4部）

平成 26 年 10 月 22 日（平成 25 年（ネ）第 10089 号）
判例時報 2246 号 92 頁）

〔事案の概要〕

被控訴人ら（一審原告ら）は小説家、漫画家又は漫画原作者である。

控訴人（一審被告）会社は、無料会員登録をした利

用者から注文を受けて、依頼のあった書籍をスキャナーで読み取って電子ファイル（PDF ファイル）を作成し、その電子ファイルをサーバにアップロードする方法又は電子ファイルを DVD に記録して配送する方法で利用者に納品している。

被控訴人らは、被控訴人らが著作権を有する作品についてのスキャンの差止め及び弁護士費用相当額の損害賠償を求めた。

原判決⁽¹⁵⁾は、複製の主体について、ロクラクⅡ事件上告審判決⁽¹⁶⁾を引用した上で、電子ファイル化の作業が複製における重要な行為であり、その重要な行為をしているのは、利用者ではなく被告らであるとして、被告らが複製の主体であると認定した。

また、著作権法 30 条 1 項の適用の可否については、複製の主体が事業者である本件では、同項の適用は問題とならない旨判示し、原告らの差止請求及び損害賠償請求（70 万円）を認容した。

〔判 旨〕

（1）複製主体について

本判決は、原判決と異なり、「重要な行為」という用語は使用していないが、本件サービスにおいては、「スキャナーで読み込み電子ファイル化する行為」が複製行為に当たり、かかる複製行為は控訴人会社のみが専ら業務として行っているなどとし、結論としては原判決と同様に、控訴人会社が複製の主体であると判示した。

（2）著作権法 30 条 1 項の適用の可否について

本判決は、複製の主体が控訴人会社であることを前提として、控訴人会社は、営利を目的として、利用者に電子ファイルを納品・提供するために複製を行っていることから私的使用目的ではないし、控訴人会社が利用者の補助者ないし手足であるとも認められないとして、「その使用する者が」の要件を欠くと判示した。

また、控訴人らは、新たに控訴審において、本件サービスは、利用者個人の私的領域内における自由な行為を実現するものであり、著作権法 30 条 1 項の趣旨が妥当するから、仮に控訴人会社が利用者の手足といえないような場合でも、同条項の適用があると主張した。これに対し、本判決は、同条項は私的使用目的の要件に加えて、「その使用する者が」という限定を付することで、私的複製の過程に外部の者が介入することを排除し、私的複製の量を抑制するとの趣旨・目的を実現しようとしたものであるとした上で、控訴人会社が複製代行業者として複製をすることは、私的複製

の過程に外部の者が介入することにほかならないとして、著作権法 30 条 1 項の適用を否定した。

結論として、控訴を棄却した。

第 6 各種抗弁の成否が争いとなった事案

著作権法は、その 30 条以下に権利制限規定を列挙しており、かかる権利制限規定の要件を充足する行為は、著作権侵害とはならない。したがって、著作権法関連事件では、複製、翻案該当性などのほか、権利制限規定の要件充足性も争われることがある。

絵画鑑定書事件（判決^⑫）では、絵画の鑑定証書の裏面に鑑定の対象となった絵画の縮小コピーを添付する行為について、引用（32 条 1 項）の抗弁の成否が争われた。既に絵画鑑定書については、知財高判平成 22 年 10 月 13 日（平成 22 年（ネ）第 10052 号）において、引用の抗弁の成立が認められている。本判決もかかる先例を踏襲した。

⑫ 絵画鑑定書事件（東京地判（40 部）平成 26 年 5 月 30 日（平成 22 年（ワ）第 27449 号）

〔事案の概要〕

著名な洋画家の著作権継承者である原告らが、美術品の鑑定業務を行う被告に対し、鑑定証書の裏面に鑑定の対象となった絵画の縮小コピーを添付する行為が、絵画に係る原告らの著作権（複製権）を侵害するとして、鑑定証書の作成・頒布の差止め及び損害賠償を求めた事案である。

絵画作品の大きさは、例えば『サン・ドニ風景』と題する油彩では縦 45.5cm、横 53.0cm であり、一方、鑑定証書に添付されたコピーは、縦 12.7cm、横 17.8cm である。コピーはホログラムシールが貼付された鑑定証書の裏面に、パウチラミネート加工されて添付されている⁽¹⁷⁾。

〔判 旨〕

本判決は、引用の抗弁の判断に当たっては、利用目的、方法、態様、利用される著作物の種類や性質、著作権者に及ぼす影響の有無・程度などを総合考慮すべきであるとした。また、旧著作権法とは異なり、現行著作権法 32 条 1 項においては、利用者が、自己の著作物中で、他人の著作物を利用した場合であることは要件ではないと判示した。

その上で、本件鑑定証書については、利用の目的は、多数の同種画題が存する可能性のある中で鑑定対象を

特定し⁽¹⁸⁾、かつ、鑑定証書が偽造されるのを防止するというものであり、その目的のためにコピーを添付する必要性、有用性が認められるとし、またこのような目的は著作権者等の権利の保護にもつながると判示した。

その利用の方法、態様についても、コピーが鑑定証書と表裏一体のものとしてパウチラミネート加工されており、コピーだけが分離して利用されることは考え難く、鑑定証書自体も絵画と所在を共にすることが想定されていることなどから、社会通念上、合理的な範囲内にとどまると判示した。

著作権者に与える影響については、このような利用の方法、態様であれば、美術書等に添付されて頒布された場合などとは異なり、原告らが絵画の複製権を利用して経済的利益を得る機会が失われるなどということも考え難い、と判示した。

以上より、本件利用は方法、態様において公正な慣行に合致したものであり、かつ、引用の目的上でも、正当な範囲内のものであるとして、引用の抗弁の成立を認め、原告の請求を棄却した。

第 7 契約関係が争いとなった事案

著作権者は著作権法 63 条でその著作物の利用を許諾することができる旨規定されている。また、著作権法 79 条 1 項では複製権等保有者が出版権を設定することができる旨規定されている。

著作物が利用される際には、このような利用許諾や出版権の設定等が行われることも多いが、後になって許諾等の有無それ自体や、許諾の対象となった著作物の特定、許諾された利用の範囲などの点が争いとなることがある。また、原作者と作画担当者など、複数の著作者が関与して制作された作品や、制作委託がされた作品などについては、作品が完成した後になって、著作者間や委託者と受託者との間で、作品に係る権利の帰属やその利用関係について、紛争が生じることも少なくない。

このような紛争を防止するためにも、制作前の段階で、作品に係る権利の帰属や、著作物を利用する際の許諾の対象や利用の範囲を、契約により明確に定めておくことが望ましい。以下で紹介する各裁判例など紛争の実例から、実務上学ぶべき点は多い。

⑬ 『子連れ狼』事件 (知財高判 (3 部) 平成 26 年 3 月 27 日 (平成 25 年(ネ)第 10094 号))

〔事案の概要〕

本件漫画作品『子連れ狼』は、訴外原作者 A が執筆した本件原作をもとに、訴外漫画家 B が作画し、忠実に漫画化したものである。

被控訴人 (一審原告) は、訴外 A から、本件原作の翻案権の一態様である実写映画化権等を購入することができる権利 (オプション権) を取得したと主張して、控訴人に対して、被控訴人が、本件原作の実写映画化権を有することの確認等を求めた事案である。

これに対し控訴人 (一審被告) は、A から漫画シリーズ『子連れ狼』の全世界における全ての権利 (映画化を含む。) の独占的ライセンスを受けている旨主張し、被控訴人が実写映画化を行うことは、この独占的なライセンスに抵触すると争った。

このように控訴人が被控訴人の実写映画化権を争っていたため、被控訴人は、オプション権を行使する場合に備えて、オプション権を行使することができる期間が満了するまでの間、実写映画化権等を、A から被控訴人に譲渡する旨の譲渡担保契約を締結し、その旨の登録がされた。

本件においては、①オプション権の対象となっている著作物について「A が日本で発表した劇画作品」とされており、本件原作と本件漫画のいずれを対象としているのかが明確には特定されていなかったことから、オプション権の対象となっているのが本件原作であるのか、本件漫画であるのか⁽¹⁹⁾が争われた。また、②オプション権を保全するために締結された譲渡担保契約について、かかる「譲渡担保」により著作権が確定的に被控訴人に移転するのか、債権担保的な効力を有するにすぎないのか、その法的性質などが争われた。

原判決⁽²⁰⁾は、本件オプション権の対象は本件原作であること、また譲渡担保契約により著作権は確定的に原告に移転しているとして、原告が本件原作について実写映画化権を有する旨判示し、原告の請求を認容した。

〔判 旨〕

本判決も、原判決の判断の多くを引用し、控訴を棄却した。

すなわち、①オプション契約の対象については、被控訴人が『子連れ狼』の物語に基づく実写映画化のために交渉、契約したことや、実写化に当たっては日本以外を舞台にしたり、現代版とするなどの設定変更が

予定されており、その場合には作画を利用する必要はないことなどを認定し、契約の対象は本件原作であると認定した。

また、②譲渡担保による権利移転の性質については、オプション権を行使した際に確実に権利移転が受けられるようにするという譲渡担保の目的や、譲渡担保の設定期間中は、A からも本件原作を利用した作品の開発等を行えないとされている点などから、本件譲渡担保契約により、A や第三者から一切の権利行使又は妨害行為をされないように、オプション契約の期間中、当該権利を被控訴人に確定的に移転するというものである旨判示した。

⑭ 『軍鶏』事件 (東京地判 (40 部) 平成 26 年 8 月 29 日 (平成 24 年(ワ)第 24300 号))

〔事案の概要〕

雑誌連載されていた『軍鶏』という漫画作品について、翻案権の一態様である実写映画化権の帰属に関して、争いが生じた事案である。

被告 A は、本件漫画の連載開始前である平成 9 年末頃までにシナリオ作品『アンダードッグ』を制作しており、本件漫画はこの『アンダードッグ』に推敲を加えたものを原作とし、これに漫画家 B が作画して制作された。

原告は、『軍鶏』の原作者である被告 A から実写映画化の依頼を受け、実写映画『軍鶏』を製作したが、漫画『軍鶏』の作画担当 B よりその上映差止め等を求める仮処分命令を申し立てられた。その後本案訴訟を経て、かかる訴訟は、原告から漫画家 B に対して、和解金 250 万円を支払うことなどを内容とする和解により終結した。

原告が本件映画を製作する際、被告らは、被告 A が「漫画『軍鶏』の単独の原作者であり、映画『軍鶏』の原作が映画製作に際し提供した原作、脚本であること」を保証していた。原告は、被告らに対して、かかる保証義務違反を理由として、漫画家 B との和解によって原告が被った損害等の賠償を求め、本件訴訟を提起した。本件訴訟では、被告 A の債務不履行の有無、具体的には、本件映画の原作が、本件漫画『軍鶏』であるのか、原作『アンダードッグ』(及びこれを基にした漫画『軍鶏』用の脚本) から本件映画用に新たに制作されたものが争われた。

〔判 旨〕

本判決は、本件映画化に先立ち、漫画家 B から漫画『軍鶏』の映画化を認めない旨が、被告 A を通じて原告のプロデューサーにも伝えられていたこと、当該プロデューサーも原作さえ使用できれば構わないと判断し、漫画『軍鶏』を利用したプロモーションを断念したことなどを認定し、本件映画の原作が、漫画『軍鶏』ではなく、被告 A が『アンダードッグ』及び漫画『軍鶏』用の脚本を基に新たに作成した、本件映画用の脚本であると判示した。

本件映画やパンフレットには、漫画『軍鶏』にのみ描かれているシーンが存在したが、これらのシーンは被告 A が提供した脚本に基づくものではなく、原告又は映画制作会社における独自の行為によるものであると判示し、被告 A が債務不履行責任を負うものではないと判示し、原告の請求を棄却した。

注

- (1) 同様に「著作権」というキーワードで、平成 21 年から平成 25 年までの各 1 年間における裁判例を検索すると、平成 21 年が 49 件、平成 22 年が 87 件、平成 23 年が 61 件、平成 24 年が 71 件、平成 25 年が 70 件となる。裁判所ウェブサイトの「裁判例情報」の「最高裁判所判例集」の検索においても、平成 26 年の 1 年間で同様の検索を行ったが、ヒットした裁判例はなかった。
- (2) 除外した事件は、①特許権侵害に基づく損害賠償請求事件、②登録商標に対する無効審判請求の不成立審決の取消請求事件、③不正競争防止法 2 条 1 項 10 号の不正競争行為の差止め及び損害賠償請求控訴事件、④フォントのテレビ放送における使用行為に対する損害賠償請求控訴事件及び⑤特許権移転登録手続等請求事件の計 5 件である。
- (3) P2P であれば、P2P ネットワークの監視システムなどを利用することで、掲示板やサーバへのアップロードであれば、当該掲示板やサーバの運営者に開示を求めることで、被疑侵害者の IP アドレスを特定することができる。
- (4) 被疑侵害者の作品が権利者の作品のデッドコピーの場合には、いわば作品全体が共通部分であるため、作品全体としての著作物性を争わざるを得ないことも多い。
- (5) 東京地判 (46 部) 平成 25 年 7 月 2 日 (平成 24 年(ワ)第 9449 号) [ワイナリー看板事件第一審判決]。原判決の概要については、藤田晶子「平成 25 年著作権法関係裁判例紹介」パテント 67 巻 6 号 (平成 26 年) 89 頁 (95 頁以下) を参照されたい。
- (6) なお、本件ファッションショーで着用されている衣服やア

クセサリー等は、いずれも既成品であり、そのほとんどはファストファッションブランド (流行を取り入れながらも低価格に抑え、短いサイクルで販売していくブランド) の商品である。

- (7) 東京地判 (29 部) 平成 25 年 7 月 19 日 (平成 24 年(ワ)第 16694 号) 判例時報 2238 号 99 頁 [ファッションショー映像事件第一審判決]。
- (8) 例えば、大阪高判 (8 部) 平成 17 年 7 月 28 日 (平成 16 年(ネ)第 3893 号) 判例時報 1928 号 116 頁 [チョコエッグ事件] など。
- (9) ただし、映画の著作物に関する著作権については、著作権法 29 条により、映画製作者に帰属する場合がある。
- (10) 本件明治図の作成には、原告の委託を受けた訴外人文社も関与しているが、本判決では原告と訴外人文社との間には、成果物に係る著作権が原告に帰属する旨の合意がある旨認定されている。
- (11) 最判平成 13 年 6 月 28 日 (平成 11 年(受)第 922 号) 民集 55 巻 4 号 837 頁 [江差追分事件]。
- (12) 東京地判 (46 部) 平成 24 年 12 月 18 日 (平成 24 年(ワ)第 5771 号) [制御用プログラム事件第一審判決]。
- (13) 1 つのデータを複数の項目 (フィールド) の集合として記憶しておき、ID 番号や名前などのキーとなるデータを使用して所望のデータを引き出せるようにしたもの。
- (14) 最判昭和 63 年 3 月 15 日 (昭和 58 年(オ)第 1204 号) 民集 42 巻 3 号 199 頁 [クラブキャッツアイ事件]。
- (15) 東京地判平成 25 年 9 月 30 日 (平成 24 年(ワ)第 33525 号) [いわゆる自炊代行サービス事件第一審判決]。原判決の概要については、藤田・前掲注(5)89 頁 (109 頁以下) を参照されたい。
- (16) 最判平成 23 年 1 月 20 日 (平成 21 年(受)第 788 号) 民集 65 巻 1 号 399 頁 [ロクラク II 事件]。
- (17) 参考として、官製はがきの大きさが縦 14.8cm、横 10.0cm であり、絵画のコピーはこれより若干大きい。
- (18) なお、本判決では、前提事実として、画家は同じ画題を使用する傾向が強いこと、現に本件洋画家の作品にも同じ画題の作品やフランスの地名等の同じような固有名詞が用いられているものも多く、絵画の縮小コピーの添付なしには、対象絵画を確実に特定することは困難であることなどが認定されている。
- (19) 本件オプション権の対象が本件漫画であるとした場合、本件漫画は B が作画した二次的著作物に当たるため、原作者である A が単独で、本件漫画について、利用許諾や著作権の譲渡をすることができないことになる。
- (20) 東京地判 (46 部) 平成 25 年 10 月 10 日 (平成 24 年(ワ)第 16442 号) [『子連れ狼』事件第一審判決]。

(原稿受領 2015. 4. 10)